

委託契約書 (案)

- 1 委託業務の名称 「AIを活用した学びの実践研究」業務委託
- 2 履行場所 別添の仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和元年 月 日 から令和2年3月31日 まで
- 4 委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 100分の1以上又は免除(埼玉県財務規則第81条による。)

上記の委託業務について、委託者 埼玉県と受託者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕

受託者

別添

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。
- 3 乙は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物がある場合には甲に引き渡すものとし、甲は、その委託金額を支払うものとする。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国のさいたま地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第3条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定により、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った全てのデータについての安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙が業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(監督員)

- 第4条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務責任者)

- 第5条 乙は、業務責任者を定め、書面（様式2）をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務の調査等)

- 第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の遂行)

- 第7条 乙は、業務を別添仕様書に従って実施しなければならない。当該仕様書が変更されたときも同様とする。

(業務の内容の変更、中止等)

- 第8条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲と乙が協議して書面をもって定める。

(履行期間の延長)

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長することができる。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合には、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2 業務の実施に関し、提供した情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(検査)

第11条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面（様式1）をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、必要に応じて乙の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

4 乙は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を甲に引き渡さなければならない。

(委託金額の支払)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続に従って委託金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に委託金額を支払わなければならない。

(取得財産の帰属)

第13条 業務を実施するため委託費により製造し、取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、乙の構成員が検収した時をもって乙の構成員に帰属し、業務期間中、乙の構成員に帰属するものとする。

2 乙の構成員は、業務期間中、取得財産について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙の構成員は、業務期間中、取得財産を業務以外の目的に使用してはならない。

4 乙の構成員は、取得財産について、甲がその引き渡しを請求した場合には、これを甲に引き渡さなければならない。なお、この場合、当該取得財産の所有権の帰属その他当該取得財産の取扱いについては、甲が指示するところによる。

5 業務終了後、甲が適当であると認めるときは、乙の構成員は、一定期間引き続いて取得財産を継続使用することができる。なお、この場合、当該取得財産の所有権の帰属その他当該取得財産の取扱いについては、甲が指示するところによる。

(財産管理に係る費用の負担等)

第14条 乙は、業務の終了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、

当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙の構成員以外の第三者が損害を受けた場合には、当該構成員にその責任を負わせなければならない。前条第5項により継続使用が認められた財産についても、同様とする。

(書類の保管等)

第15条 乙は、委託事業の経費に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から5年間保管し、甲の求めがあった場合には提出しなければならない。

(不適正な経理処理等に対する措置)

第16条 甲は、乙が本契約に対して不適正な経理処理等の行為（以下「不適正経理処理」という。）を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部調査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。ただし、乙による内部調査が適正に実施されない可能性があるとして甲が認める場合は、甲は乙の研究施設その他の事業所に立ち入り、不適正経理処理の有無及びその内容を確認できるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不適正経理処理の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が検査のため必要であると認められるときは、乙の研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、前項の検査の結果、不適正経理処理に関与し、管理・監督上重大な責任があると認められる場合について、当該実施する研究を中止させる。

4 前項の規定により研究の中止等を行う場合には、甲は、その旨を速やかに乙に通知するものとする。

5 甲は、乙の不適正経理処理により使用された研究費及び既に支払った研究費の残額の返還要求その他必要な措置を行うものとする。

6 甲は、課題に係る研究に参加する他機関において、不適正経理処理があった場合には、乙に対して、研究の中止等の措置を決定することができる。

7 甲は、甲以外の機関から、当該機関が実施する研究資金事業において、乙の構成員が不適性経理処理を行った旨の通知を受理した場合、第3項から第6項に準ずる措置を取ることができる。

(研究活動の不正行為等に対する措置)

第17条 乙に所属する研究者が、本契約により実施する研究に対して不正行為を行った疑いがあると認められる場合、甲は、乙に対し事案の調査を求め、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、研究活動の不正行為等の有無及びその内容を確認するものとする。

3 甲は、前項により研究活動の不正行為等が行われたと認められる場合、直ちに当該研究費の使用を停止させるとともに、当該実施する研究を中止させる。

4 前項の規定により研究の中止等を行う場合には、甲は、その旨を速やかに乙に通知するものとする。

5 甲は、乙が不正行為を行った研究活動に使用された研究費及び既に支払った研究費の残額の返還要求その他必要な措置を行うものとする。

6 甲は、課題に係る研究に参加する他機関において、研究活動の不正行為等があった場合には、乙に対して、研究の中止等の措置を決定することができる。

7 甲は、甲以外の機関から、当該機関が実施する研究資金事業において、乙に所属し、本契約による研究に参加する研究者が、研究活動の不正行為等を行った旨の通知を受理した場合、第3項から第6項に準ずる措置を取ることができる。

(資料等の貸与)

第18条 乙は、甲に対し業務を行うために必要な情報（個人情報を含む。）が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「資料等」という。）の貸与を要求できるものとする。

- 2 甲は、乙に対し、別添仕様書に定めるとおり、資料等を貸与する。
- 3 仕様書に定めのない資料等の貸与については、甲乙協議のうえ定める。
- 4 前3項の規定により、乙が資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。
- 5 乙は、本条第1項、第2項及び第3項にしたがって資料等が提供される場合には、埼玉県個人情報保護条例等の関係法令を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

(資料等の非保証)

- 第18条の2 甲は、資料等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 甲は、資料等の正確性、完全性、安全性、有効性（本事業目的への適合性）、資料等が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しない。

(利用状況)

- 第18条の3 甲は、乙に対し、乙による資料等の利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 甲は、合理的な基準により、前項に基づく報告が資料等の利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、乙の研究施設その他の事業所において、乙による資料等の利用状況の監査を実施することができるものとする。

(資料等の管理)

- 第18条の4 乙は、資料等を他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない。適切な管理手段を用いて、埼玉県及び関係市町村の「情報セキュリティポリシー」、「個人情報保護条例」等関係する各規程に従い、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとする。
- 2 甲は、資料等の管理状況について、乙に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、資料等の漏えいまたは喪失のおそれがあると甲が判断した場合、甲は、乙に対して資料等の管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
 - 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(データ利用後の処理)

- 第19条 乙は、資料等及び甲又は乙が資料等を加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じた派生データ（以下「貸与データ等」という。）を、令和2年3月31日までに消去又は廃棄又は返却し、その旨を速やかに甲に報告するものとする。
- 2 乙は、令和2年3月31日より前に、甲から貸与データ等の消去又は廃棄又は返却の求めがあった場合は、これに従わなければならない。

(研究成果報告書の提出等)

- 第20条 乙は、履行期間内に（委託研究を中止、又は廃止したときを含む。）、遅滞なく研究成果報告書を甲に提出するものとする。
- 2 研究成果報告書には、乙が委託研究を実施することにより得られた成果の詳細並びに特許法（昭和34年法律第121号）第2条に規定する発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条に規定する考案、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条に規定する意匠及び半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条に規定する回路配置並びに著作権法（昭和45年法律第48号）第10条から第12条の2に規定する著作物その他の技術情報をもれなく記載すること。
 - 3 甲は、研究成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料を乙に求めることができる。
 - 4 乙は、研究成果報告書の作成にあたり、甲からの指示を受けることとする。

(研究成果報告会の実施)

第21条 乙は、履行期間内に（委託研究を中止、又は廃止したときを含む。）、研究成果報告会を実施するものとする。

2 甲は、成果報告に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明を乙に求めることができる。

3 研究成果報告会の実施日、参加者等については、甲と乙の協議による。

4 研究成果報告会に係る費用は全て乙の負担とする。

（研究成果の公表等）

第22条 乙は、契約期間中において、業務に係る研究成果を甲以外の者に知らせようとするときは、事前に研究成果発表事前通知書を甲に提出するものとし、甲が必要と認めた場合には、その承諾を得るものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（知的財産権の範囲）

第23条 委託事業の実施によって得た委託事業上の成果にかかる「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法に規定する育成者権（以下「育成権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利（「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）

(3) 著作権法に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

(4) 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される利益に係る権利

2 本契約において、「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 発明

(2) 考案

(3) 意匠及びその創作

(4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

(5) 著作物及びその創作

(6) ノウハウ及びその案出

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許権第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、並びに著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

（研究成果物の知的財産権の帰属）

第24条 業務により乙が新たに作成したプログラム、データベース、書類等（教育機関保有の電子化されていないデータの蓄積手法を含むがこれに限られない。また、乙又は乙の関連会社が、従来から知的財産権を保有しているプログラム、データベース、書類等を用いて作成したものを含む。以下「本件プログラム等」という。）の知的財産権については、甲は、乙から譲り受け、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本件プログラム等の知的財産権について、契約締結日に、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面（様式4）で甲に届け出た場合、甲は、当該知的財産権を乙から譲り受けないものとし、乙は、本件プログラム等を利用して業務と同種のプログラム、データベース、書類等を作成することができる。この場合、第19条の規定にかかわらず、乙は、貸与データ等（別紙1に記載された貸与データ等を除く）を消去又は廃棄又は返却することなく、引き続き利用できるものとする。

- (1) 乙は、業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第26条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利（甲が認めた第三者に、本件プログラム等を無償で使用できる権利を許諾することを含む。）を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 3 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 4 乙は、第2項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 5 乙が新たに作成した本件プログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、原則として、乙は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行う。この場合、乙は、当該既存著作物の内容について甲の承認を得ることとし、甲は、既存著作物等について当該使用許諾条件の範囲で使用するものとする。

（成果の利用行為）

- 第25条 乙は、前条第2項の規定にかかわらず、業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外のものであるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、業務による成果である旨を明示するものとする。

（知的財産権の報告）

- 第26条 乙は、業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、当該出願書類に国及び県の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
 - 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、業務により作成し甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に、著作物通知書を甲に提出しなければならない。

- 5 乙は、業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第28条第3項に規定する場合を除く。）は、甲に対して産業財産権実施届出書を遅滞なく提出しなければならない。
- 6 乙は、業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第27条 乙は、業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合（業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第24条から第30条までの規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第24条第2項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
 - 4 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第24条第2項各号及び第4項並びに第25条から第30条までの規定を遵守するものとする。

（知的財産権の実施許諾）

- 第28条 乙は、業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第24条、第25条、本条及び第30条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第24条第2項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

- 第29条 乙は、業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（ノウハウの指定）

- 第30条 甲及び乙は、協議の上、業務の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
 - 3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（知的財産権の管理）

- 第31条 乙は、第24条第3項に該当する場合、業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。
- (1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - (2) 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業

財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第32条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属すると日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産権等の使用)

第33条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第34条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができなかつたときは、遅延日数に応じ、委託金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、第12条2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第35条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託金額（この契約締結後、委託金額の変更があつた場合には、変更後の委託金額）の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、乙に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 乙が前二項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (5) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。
- (2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

- 4 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

(従事者の監督)

第37条 乙は、業務に従事している者（以下、従事者という。）に対し、貸与データ等の取扱いについて、個人情報と同等の安全確保措置が求められていることを周知するとともに、万が一個人情報を保有した場合に備え、個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（様式3）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、その取り扱うデータの適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第43条により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(貸与データ等の利用及び提供の制限)

第38条 乙は、甲の承認がある場合を除き、貸与データ等は、業務以外の目的のために自ら加工、分析、編集、統合その他の利用をしてはならず、提供データを第三者（乙が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる）に開示、提供、漏えいしてはならない。業務を行わなくなった後においても、同様とする。

2 資料等の知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない）は、甲に帰属する。ただし、資料等のうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第39条 乙は、貸与データ等について、第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱うデータの提供を受ける者に対し、提供に係るデータについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付すこと、又はその漏えいの防止や、データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第40条 乙は、貸与データ等について、き損等に備え重複して保存する場合又はデータを送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、持ち出し、送信その他データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(取扱状況の報告等)

第41条 乙は、甲に対し、甲乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、貸与データ等の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙に貸与データ等の取扱状況等について、必要に応じ報告を求め、実地に調査をすることができる。

3 乙は、災害又は事故により貸与データ等を紛失した場又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲へ報告するものとする。

4 乙は、前項のほか、自らの不注意などにより貸与データ等を紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合、又はその恐れがあることが判明した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

5 甲は、乙に対し、前4項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

6 乙は前項の指示があった場合には、その指示に従うものとする。

(免責)

第42条 乙は、貸与データ等を利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が発生したとしても、甲は乙に対し、一切の責任を負わないものとする。

2 甲は、乙が貸与データ等を利用することにより第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、一切の責任を負わないものとする。

(安全確保の措置)

第43条 乙は、その取り扱うデータの漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理を実施するため、仕様書に定めた措置を講じなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第44条 乙は、業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を

甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の事案がデータの漏えい、滅失又は毀損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を書面により報告しなければならない。
- 3 甲は、前2項の規定により報告を受けたときは、乙に対し被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する指示を行い、乙は、その指示に従わなければならない。
- 4 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

（秘密の保持）

第45条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の費用）

第46条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

- 第47条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。
- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（事業者調査への協力）

第48条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（定めのない事項等）

第49条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

(別紙1) (第24条関係)

第24条第2項の規定にかかわらず、消去又は廃棄又は返却が必要な貸与データ等

データ名	データ項目
埼玉県学力・学習状況調査	資料等及び派生データ一式
学校保有データ	学校名、児童生徒名が特定される恐れのある資料等及び派生データ一式

(様式1)

業 務 完 了 報 告 書

年 月 日

埼玉県知事 大野 元裕 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記のとおり業務が完了したので報告します。

記

委託業務名	
業務期間	年 月 日 から 年 月 日まで
業務責任者	
特記事項	

(様式2)

業務責任者選任（変更）届

年 月 日

埼玉県知事 大野 元裕 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記のとおり業務責任者を選任（変更）したので報告します。

記

委託業務名		
選任	役 職 名	
	ふりがな氏 名	
	緊急時連絡先	
変更前	役 職 名	
	ふりがな氏 名	
	緊急時連絡先	

(様式3)

誓約書

私は、業務（AIを活用した学びの実践研究）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う全ての情報に関し、個人情報と同等の安全管理が求められていること及び、個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者等の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う情報について、埼玉県個人情報保護条例の規定と同等の安全管理が求められていること及び個人情報については、埼玉県個人情報保護条例等の関係法令が適用されることを自覚し、業務の従事者として誠実に職務を行うとともに、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 埼玉県と〇〇〇〇が 年 月 日に締結した「AIを活用した学びの実践研究」業務委託契約書に規定する事項を遵守し、データは適切に取り扱うこと。
- 2 データの分析の処理上知り得た事実、その他の分析中に知り得た情報の一切について、分析期間であるか否かにかかわらず、第三者に漏らさないこと。
- 3 〇〇〇〇の指示なく、データを持ち出し、転写し、若しくは貸出し、または第三者に閲覧させないこと。
- 4 データを用いた分析を行うに当たっては、情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じること。
- 5 データは、紛失しないよう慎重に取り扱い、事故が生じたときは、速やかに〇〇〇〇の指示を仰ぐこと。

説明した者 (乙の名称)
(乙の管理責任者等の役職名) (氏名)

年 月 日

氏名

印

(様式4)

確認書

年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

{商号又は名称 代表者氏名} (以下「乙」という。)は、埼玉県知事 (以下「甲」という。) に対し下記の事項を約する。

1 契約件名等

契約締結日
契約件名

- 2 乙は、上記委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、上記委託契約書中第26条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 3 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務の成果に係る知的財産権を実施する権利 (上記委託契約書中第24条第1項でいう、本件プログラム等を、甲が認めた第三者に、無償で使用できる権利を許諾することを含む。)を甲に許諾する。
- 4 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 5 乙は、上記3に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 6 乙は、甲が上記4に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
- 7 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権 (仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾 (以下「専用実施権等の設定」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社 (会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社 (同条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定をする場合
 - ロ 乙が承認TLO (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 (平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者 (同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO (同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合